

広島県コロナ特例償還事務処理センターのご案内

令和4年12月

広島県コロナ特例償還事務処理センターは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「緊急小口資金特例貸付」「総合支援資金特例貸付（初回貸付）」「総合支援資金特例貸付（延長貸付）」「総合支援資金特例貸付（再貸付）」に関する償還（返済）や償還猶予に伴う事務手続き、償還免除に係る事務処理や、各種お問合せへの対応を行っています。コロナ特例貸付に関することは、当センターにご連絡ください。

（当センターは広島県社会福祉協議会からの業務委託により、アデコ株式会社が運営しています）

【お問い合わせ】貸付金の償還（返済）や償還猶予、償還免除に関すること、各種変更手続き 等

電話番号 082-236-8272（平日9:00-17:00）

メールアドレス：coronatokurei@hiroshima-shoukan.jp

【申請書類等の提出先】

〒732-0816 広島市南区比治山本町12番2号 広島県社会福祉会館4階

「広島県コロナ特例償還事務処理センター」

◆償還（返済）免除について〔償還免除の要件（対象者）〕

- ①償還免除の判定年度において、借受人及び世帯主の「住民税の均等割・所得割いずれも非課税」の世帯
- ②償還免除の判定年度以降において、借受人及び世帯主の「住民税の均等割・所得割いずれも非課税」の世帯
- ③貸付決定後、生活保護を受給した世帯
- ④精神障害者保健福祉手帳（1級）又は身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けた場合
- ⑤死亡した場合 ⑥失跡の宣告がされている場合 ⑦自己破産の手続きが完了
- ⑧個人再生の手続きを行い返済が完了し、免責が確定した場合 等

◆令和4年6月に「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活福祉資金特例貸付に係る貸付金償還免除手続きのご案内」を送付しています。

◆令和4年11月に「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活福祉資金（コロナ特例貸付）に係る償還開始の手続きのご案内」を送付しています。

◆住所・氏名の変更があった場合、借受人が亡くなられた場合の手続き

①住所、もしくは氏名の変更があった場合

⇒ 当センター、またはお住まいの地域の社協に「住所・氏名等変更届」を提出してください。

※添付書類：住民票の原本（必ず世帯全員分、マイナンバー不要、発行後3か月以内のもの）

②借受人が亡くなられた場合

⇒ 当センター、またはお住まいの地域の社協に「死亡・行方不明届」を提出してください。

※添付書類：死亡診断書の写し、住民票の除票

◆本会ホームページのご案内

○随時、関連情報を更新しています。※QRコードを掲載。

広島県社会福祉協議会ホームページ

<https://www.hiroshima-fukushi.net/>



【広島県社協イメージキャラクター／ささえるぞう】